

参加者証交付後に手続きが必要となる場合

- 参加者証の交付後、次に該当する場合には、別途手続きが必要となります。
- 所定の用紙に必要な書類をそえて、速やかに、お住まいの地域の申請窓口へ提出してください。
- 写しを提出する書類については、窓口で確認を行うため、必ず原本を持参してください。

	手続きが必要となる場合	提出様式・添付書類等
1	他の都道府県で参加者証の交付を受けた後に、県内に転入した場合 <b style="color: red;">注) 転入日の属する月の翌月の末日までに手続きが必要です	● <u>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書(様式1号)</u> <添付書類> ●申請者の住民票の写し(コピー不可) ●転入前の参加者証の原本
2	研究に参加することの同意を撤回したい等認定の取消を求める場合	● <u>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加修了申請書(様式14号)</u> <添付書類> ●参加者証の原本 ※申請書の受理日の属する月の末日までは、同意の撤回はできません※
3	申請書及び参加者証の記載内容に変更があった場合 ①氏名の変更 ②住所の変更 ③加入医療保険の変更 ④加入医療保険の適用区分の変更	● <u>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証変更申請書(様式16号)</u> <添付書類>参加者証の原本及び①～③に掲げる書類 ①変更後の免許証や住民票等氏名が確認できるもの ②変更後の住民票等(参加者分のみ) ③④提出書類については変更後のものを添付することとする。 《69歳未満の方》 ・被保険者証(健康保険証)の写し ・限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し 《70歳以上で適用区分が一般にあたらぬ方》 ・「被保険者証(健康保険証)と高齢受給者証の写し」もしくは「後期高齢者医療被保険者証の写し」 ・限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し 《70歳以上で適用区分が一般にあたる方》 ・「被保険者証(健康保険証)と高齢受給者証の写し」もしくは「後期高齢者医療被保険者証の写し」 ・世帯全員(申請者と同保険に加入している者のみで可)の住民票の写し<コピー不可> ・申請者と同保険に加入している世帯全員の市町民税課税年額(または非課税)を証する書類 <u>※上記に併せて、加入医療保険の保険者が市町及び国民健康保険組合の方は、保険照会にかかる同意書が必要です</u>

4	参加者証の紛失、破損等により再交付が必要となった場合	<p>●<u>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証再交付申請書（様式17号）</u></p> <p><添付書類></p> <p>●破損・汚損の場合は参加者証の原本</p>
5	<p>参加者証の有効期間内の各月に、参加者証の自己負担限度額を超えて医療機関に支払った対象医療費がある場合</p> <p>例) 参加者証が交付されるまでの間に支払った場合、同月内に同一の指定医療機関において複数回入院した際の自己負担を合算して高額療養費限度額に達した場合、外来医療を受療し、高額療養費達した場合など</p>	<p>●<u>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書（様式19号）</u></p> <p>様式19号欄外（提出にあたっての注意事項）をよくご確認のうえ請求してください。</p> <p><添付書類></p> <p>① 参加者証の写し（必須）</p> <p>② 医療記録票の写し等（必須）</p> <p>③ 委任状（請求者と参加者が異なる場合）</p> <p>※お手続きの際は通帳をご用意ください。</p>
6	治癒、治療の中止、死亡、階層区分の変更、その他の理由により参加者の資格を失った場合	<p>●<u>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証返還届（様式20号）</u> <添付書類></p> <p>●参加者証の原本</p>